

安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

安芸高田市事務分掌条例(平成 16 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (部の分掌事務) 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで (略)	第 1 条 (略) (部の分掌事務) 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで (略)

(6) 建設部
アからクまで (略)

第2条の2 (略)

(課の設置)

第3条 部及び監に次の課を置く。

危機管理監
危機管理課
総務部
総務課
秘書広報課
財産管理課
企画部
財政課
政策企画課
市民部
市民課
税務課
社会環境課
福祉保健部
社会福祉課
子育て支援課
健康長寿課
保険医療課
産業部
地域営農課
農林水産課
商工観光課
建設部

(6) 建設部
アからクまで (略)
ケ 水道の整備促進及び管理に関する事項

第2条の2 (略)

(課の設置)

第3条 部及び監に次の課を置く。

危機管理監
危機管理課
総務部
総務課
秘書広報課
財産管理課
企画部
財政課
政策企画課
市民部
総合窓口課
税務課
社会環境課
福祉保健部
社会福祉課
子育て支援課
健康長寿課
保険医療課
産業部
地域営農課
農林水産課
商工観光課
建設部

管理課
建設課
下水道課

第 4 条及び第 5 条 (略)

管理課
建設課
上下水道課

第 4 条及び第 5 条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(安芸高田市上下水道料金審議会条例の一部改正)
- 2 安芸高田市上下水道料金審議会条例(平成 29 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。
第 8 条中「上下水道課」を「下水道課」に改める。